

厚木市有害鳥獣防除団体育成交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の有害鳥獣の防除団体の組織育成を強化し、及び当該団体の若い世代の新規加入を促進し、有害鳥獣防除対策の充実を図るため、運営費の一部として予算の範囲内で、厚木市有害鳥獣防除団体育成交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、神奈川県猟友会厚木支部及び厚木獣害対策わな設置協議会とする。

(交付額)

第3条 交付金の額は、1団体150,000円以内とする。

(交付申請)

第4条 交付金の交付を申請する対象者の代表者（以下「申請者」という。）は、交付金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体規約
- (4) 名簿

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、申請の内容を適当であると認め、交付金の交付を決定したときは、交付金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に対し通知するものとする。この場合において、市長は補助の条件を付することができる。

(交付時期)

第6条 市長は、規則第9条第1項ただし書の規定に基づき、事業の完了前に交付決定額を交付することができる。

2 前項の規定により交付金の交付を受けようとする申請者は、請求書を市長に提出しなければならない。

(事業実績の報告)

第7条 交付金の交付を受けた申請者は、当該事業の完了の日から20日以内に事業実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

附 則

この要綱は、平成28年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式 (第4条関係)

交付金交付申請書		
		年 月 日
(宛先) 厚 木 市 長		
所 在 地 団 体 名 氏名又は代表者名		印
次のとおり申請します。		
1 事業 (事務) の名称		
2 施 行 場 所		
3 申 請 金 額 等	申請金額	円
	算出基礎	
4 事 業 概 要		
5 事 業 効 果		
6 着 手 年 月 日	年 月 日	
7 完 了 年 月 日	年 月 日	
8 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 団体規約 <input type="checkbox"/> 名簿	

交付金交付決定通知書

年 月 日

様

厚木市長

印

年 月 日付けで申請のあった市補助金については、次のとおり決定したので通知します。

<p>1 事業(事務) の 名 称</p>	
<p>2 交付金交付決定 金 額</p>	<p>円</p>
<p>3 補 助 条 件</p>	<p>(1) この交付金は、団体運営のために交付するものであり、目的外への使用は一切しないこと。</p> <p>(2) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。</p> <p>(3) 不正な方法により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、交付金交付の決定を取り消し、交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずることができるものであること。</p> <p>(4) 交付事業が完了したときは、定められた期限までに事業実績報告書及び収支決算書を市長に提出すること。</p>

事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 厚 木 市 長

住所又は所在地

団 体 名

氏名又は代表者名

印

次のとおり報告します。

1 事業(事務)の名称	
2 施 行 場 所	
3 事 業 費	円
4 交付金交付決定額	円
5 事業完了年月日	年 月 日
6 実 績 の 概 要 (内容、効果等)	
7 次年度以降の事業の 取組への考え方	
8 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 事業報告書